【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（禁止される買付条件等の変更）

**第十三条**　法第二十七条の六第一項第一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　株式又は投資口の分割

二　株主に対する株式又は新株予約権の割当て（新たに払込みをさせないで行うものに限る。）

２　法第二十七条の六第一項第四号に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一　法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件を付した場合において、同号に規定する公開買付開始公告及び公開買付届出書において記載された数を増加させること。ただし、公開買付開始公告を行つた後に、当該公開買付者、その特別関係者及び当該公開買付けに係る株券等の発行者（以下この節において「対象者」という。）以外の者が、当該対象者の発行する株券等について、公開買付開始公告又は買付予定の株券等の数を増加させる買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七条の六第二項又は第三項の規定による公告又は公表をいう。）を行い、公開買付けを行つている場合については、この限りでない。

二　買付け等の期間を第八条第一項に定める期間を超えて延長すること。ただし、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める期間延長する場合は、この限りでない。

イ　法第二十七条の八第八項の規定により買付け等の期間を延長しなければならない場合　同項の規定により延長しなければならない期間

ロ　公開買付期間（法第二十七条の五に規定する公開買付期間をいう。以下この節において同じ。）中に、当該公開買付者及びその特別関係者以外の者が、対象者の発行する株券等について、公開買付開始公告（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する公開買付開始公告を含む。）又は買付け等の期間を延長する買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七条の六第二項若しくは第三項又は法第二十七条の八第八項（これらの規定を法第二十七条の二十二の二第二項及び法第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表をいう。）を行った場合　当該公開買付期間の末日の翌日から当該公開買付開始公告又は当該変更の公告若しくは公表に係る公開買付期間（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の五に規定する公開買付期間を含む。）の末日までの日数以内の期間

三　買付け等の対価の種類を変更すること。ただし、応募株主等が選択することができる対価の種類として新たな対価の種類を追加するものについては、この限りでない。

四　法第二十七条の十一第一項に規定する条件を付した場合において、当該条件の内容を変更すること。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（禁止される買付条件等の変更）

**第十三条**　法第二十七条の六第一項第一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　株式又は投資口の分割

二　株主に対する株式又は新株予約権の割当て（新たに払込みをさせないで行うものに限る。）

２　法第二十七条の六第一項第四号に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一　法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件を付した場合において、同号に規定する公開買付開始公告及び公開買付届出書において記載された数を増加させること。ただし、公開買付開始公告を行つた後に、当該公開買付者、その特別関係者及び当該公開買付けに係る株券等の発行者（以下この節において「対象者」という。）以外の者が、当該対象者の発行する株券等について、公開買付開始公告又は買付予定の株券等の数を増加させる買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七条の六第二項又は第三項の規定による公告又は公表をいう。）を行い、公開買付けを行つている場合については、この限りでない。

（イ、ロ　削除）

二　買付け等の期間を第八条第一項に定める期間を超えて延長すること。ただし、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める期間延長する場合は、この限りでない。

イ　法第二十七条の八第八項の規定により買付け等の期間を延長しなければならない場合　同項の規定により延長しなければならない期間

ロ　公開買付期間（法第二十七条の五に規定する公開買付期間をいう。以下この節において同じ。）中に、当該公開買付者及びその特別関係者以外の者が、対象者の発行する株券等について、公開買付開始公告（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する公開買付開始公告を含む。）又は買付け等の期間を延長する買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七条の六第二項若しくは第三項又は法第二十七条の八第八項（これらの規定を法第二十七条の二十二の二第二項及び法第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表をいう。）を行った場合　当該公開買付期間の末日の翌日から当該公開買付開始公告又は当該変更の公告若しくは公表に係る公開買付期間（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の五に規定する公開買付期間を含む。）の末日までの日数以内の期間

三　買付け等の対価の種類を変更すること。ただし、応募株主等が選択することができる対価の種類として新たな対価の種類を追加するものについては、この限りでない。

四　法第二十七条の十一第一項に規定する条件を付した場合において、当該条件の内容を変更すること。

（改正前）

（禁止される買付条件等の変更）

**第十三条**　法第二十七条の六第一項第一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　株式又は投資口の分割

二　株主に対する株式又は新株予約権の割当て（新たに払込みをさせないで行うものに限る。）

２　法第二十七条の六第一項第四号に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一　法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件を付した場合において、買付予定の株券等の数を増加させること。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

イ　法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件の撤回を同時に行う場合

ロ　公開買付開始公告を行つた後に、当該公開買付者、その特別関係者及び当該公開買付けに係る株券等の発行者（以下この節において「対象者」という。）以外の者が、当該対象者の発行する株券等について、公開買付開始公告又は買付予定の株券等の数を増加させる買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七条の六第二項又は第三項の規定による公告又は公表をいう。）を行い、公開買付けを行つている場合

二　買付け等の期間を第八条第一項に定める期間を超えて延長すること。ただし、次の各号に掲げる場合で、当該各号に定める期間延長する場合は、この限りでない。

イ　法第二十七条の八第八項の規定により買付け等の期間を延長しなければならない場合　同項の規定により延長しなければならない期間

ロ　公開買付期間（法第二十七条の五に規定する公開買付期間をいう。以下この節において同じ。）中に、当該公開買付者及びその特別関係者以外の者が、対象者の発行する株券等について、公開買付開始公告（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する公開買付開始公告を含む。）又は買付け等の期間を延長する買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七条の六第二項若しくは第三項又は法第二十七条の八第八項（これらの規定を法第二十七条の二十二の二第二項及び法第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表をいう。）を行った場合　当該公開買付期間の末日の翌日から当該公開買付開始公告又は当該変更の公告若しくは公表に係る公開買付期間（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の五に規定する公開買付期間を含む。）の末日までの日数以内の期間

三　買付け等の対価の種類を変更すること。ただし、応募株主等が選択することができる対価の種類として新たな対価の種類を追加するものについては、この限りでない。

四　法第二十七条の十一第一項に規定する条件を付した場合において、当該条件の内容を変更すること。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】

（改正後）

（禁止される買付条件等の変更）

**第十三条**　法第二十七条の六第一項第一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　株式又は投資口の分割

二　株主に対する株式又は新株予約権の割当て（新たに払込みをさせないで行うものに限る。）

２　法第二十七条の六第一項第四号に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

（一　削除）

一　法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件を付した場合において、買付予定の株券等の数を増加させること。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

イ　法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件の撤回を同時に行う場合

ロ　公開買付開始公告を行つた後に、当該公開買付者、その特別関係者及び当該公開買付けに係る株券等の発行者（以下この節において「対象者」という。）以外の者が、当該対象者の発行する株券等について、公開買付開始公告又は買付予定の株券等の数を増加させる買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七条の六第二項又は第三項の規定による公告又は公表をいう。）を行い、公開買付けを行つている場合

（三、四　削除）

二　買付け等の期間を第八条第一項に定める期間を超えて延長すること。ただし、次の各号に掲げる場合で、当該各号に定める期間延長する場合は、この限りでない。

イ　法第二十七条の八第八項の規定により買付け等の期間を延長しなければならない場合　同項の規定により延長しなければならない期間

ロ　公開買付期間（法第二十七条の五に規定する公開買付期間をいう。以下この節において同じ。）中に、当該公開買付者及びその特別関係者以外の者が、対象者の発行する株券等について、公開買付開始公告（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する公開買付開始公告を含む。）又は買付け等の期間を延長する買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七条の六第二項若しくは第三項又は法第二十七条の八第八項（これらの規定を法第二十七条の二十二の二第二項及び法第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表をいう。）を行った場合　当該公開買付期間の末日の翌日から当該公開買付開始公告又は当該変更の公告若しくは公表に係る公開買付期間（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の五に規定する公開買付期間を含む。）の末日までの日数以内の期間

三　買付け等の対価の種類を変更すること。ただし、応募株主等が選択することができる対価の種類として新たな対価の種類を追加するものについては、この限りでない。

四　法第二十七条の十一第一項に規定する条件を付した場合において、当該条件の内容を変更すること。

（改正前）

（禁止される買付条件等の変更）

**第十三条**（１　新設）

１　法第二十七条の六第三項に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一　買付け等の価格を引き下げること。

二　法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件を付した場合において、買付予定の株券等の数を増加させること。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

イ　法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件の撤回を同時に行う場合

ロ　公開買付開始公告を行つた後に、当該公開買付者、その特別関係者及び当該公開買付けに係る株券等の発行者（以下この節において「対象者」という。）以外の者が、当該対象者の発行する株券等について、公開買付開始公告又は買付予定の株券等の数を増加させる買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七条の六第一項又は第二項の規定による公告又は公表をいう。）を行い、公開買付けを行つている場合

三　買付予定の株券等の数を減少させること。

四　買付け等の期間を短縮すること。

五　買付け等の期間を第八条第一項に定める期間を超えて延長すること。ただし、次の各号に掲げる場合で、当該各号に定める期間延長する場合は、この限りでない。

イ　法第二十七条の八第八項の規定により買付け等の期間を延長しなければならない場合　同項の規定により延長しなければならない期間

ロ　公開買付期間（法第二十七条の五に規定する公開買付期間をいう。以下この節において同じ。）中に、当該公開買付者及びその特別関係者以外の者が、対象者の発行する株券等について、公開買付開始公告（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する公開買付開始公告を含む。）又は買付け等の期間を延長する買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七条の六第一項若しくは第二項又は法第二十七条の八第八項（これらの規定を法第二十七条の二十二の二第二項及び法第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表をいう。）を行った場合　当該公開買付期間の末日の翌日から当該公開買付開始公告又は当該変更の公告若しくは公表に係る公開買付期間（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の五に規定する公開買付期間を含む。）の末日までの日数以内の期間

六　買付け等の対価の種類を変更すること。ただし、応募株主等が選択することができる対価の種類として新たな対価の種類を追加するものについては、この限りでない。

七　法第二十七条の十一第一項に規定する条件を付した場合において、当該条件の内容を変更すること。

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（禁止される買付条件等の変更）

**第十三条**　法第二十七条の六第三項に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一　買付け等の価格を引き下げること。

二　法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件を付した場合において、買付予定の株券等の数を増加させること。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

イ　法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件の撤回を同時に行う場合

ロ　公開買付開始公告を行つた後に、当該公開買付者、その特別関係者及び当該公開買付けに係る株券等の発行者　（以下この節において「対象者」という。）以外の者が、当該対象者の発行する株券等について、公開買付開始公告又は買付予定の株券等の数を増加させる買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七条の六第一項又は第二項の規定による公告又は公表をいう。）を行い、公開買付けを行つている場合

三　買付予定の株券等の数を減少させること。

四　買付け等の期間を短縮すること。

五　買付け等の期間を第八条第一項に定める期間を超えて延長すること。ただし、次の各号に掲げる場合で、当該各号に定める期間延長する場合は、この限りでない。

イ　法第二十七条の八第八項の規定により買付け等の期間を延長しなければならない場合　同項の規定により延長しなければならない期間

ロ　公開買付期間（法第二十七条の五に規定する公開買付期間をいう。以下この節において同じ。）中に、当該公開買付者及びその特別関係者以外の者が、対象者の発行する株券等について、公開買付開始公告（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する公開買付開始公告を含む。）又は買付け等の期間を延長する買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七条の六第一項若しくは第二項又は法第二十七条の八第八項（これらの規定を法第二十七条の二十二の二第二項及び法第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表をいう。）を行った場合　当該公開買付期間の末日の翌日から当該公開買付開始公告又は当該変更の公告若しくは公表に係る公開買付期間（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の五に規定する公開買付期間を含む。）の末日までの日数以内の期間

六　買付け等の対価の種類を変更すること。ただし、応募株主等が選択することができる対価の種類として新たな対価の種類を追加するものについては、この限りでない。

七　法第二十七条の十一第一項に規定する条件を付した場合において、当該条件の内容を変更すること。

（改正前）

（禁止される買付条件等の変更）

**第十三条**　法第二十七条の六第三項に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一　買付け等の価格を引き下げること。

二　法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件を付した場合において、買付予定の株券等の数を増加させること。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

イ　法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件の撤回を同時に行う場合

ロ　公開買付開始公告を行つた後に、当該公開買付者、その特別関係者及び当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社（以下この節において「対象会社」という。）以外の者が、当該対象会社の発行する株券等について、公開買付開始公告又は買付予定の株券等の数を増加させる買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七条の六第一項又は第二項の規定による公告又は公表をいう。）を行い、公開買付けを行つている場合

三　買付予定の株券等の数を減少させること。

四　買付け等の期間を短縮すること。

五　買付け等の期間を第八条第一項に定める期間を超えて延長すること。ただし、次の各号に掲げる場合で、当該各号に定める期間延長する場合は、この限りでない。

イ　法第二十七条の八第八項の規定により買付け等の期間を延長しなければならない場合　同項の規定により延長しなければならない期間

ロ　公開買付期間（法第二十七条の五に規定する公開買付期間をいう。以下この節において同じ。）中に、当該公開買付者及びその特別関係者以外の者が、対象会社の発行する株券等について、公開買付開始公告（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する公開買付開始公告を含む。）又は買付け等の期間を延長する買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七条の六第一項若しくは第二項又は法第二十七条の八第八項（これらの規定を法第二十七条の二十二の二第二項及び法第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表をいう。）を行った場合　当該公開買付期間の末日の翌日から当該公開買付開始公告又は当該変更の公告若しくは公表に係る公開買付期間（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の五に規定する公開買付期間を含む。）の末日までの日数以内の期間

六　買付け等の対価の種類を変更すること。ただし、応募株主が選択することができる対価の種類として新たな対価の種類を追加するものについては、この限りでない。

七　法第二十七条の十一第一項に規定する条件を付した場合において、当該条件の内容を変更すること。

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第244号】 （改正なし）

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】 （改正なし）

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】

（改正後）

（禁止される買付条件等の変更）

**第十三条**　法第二十七条の六第三項に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一　買付け等の価格を引き下げること。

二　法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件を付した場合において、買付予定の株券等の数を増加させること。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

イ　法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件の撤回を同時に行う場合

ロ　公開買付開始公告を行つた後に、当該公開買付者、その特別関係者及び当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社（以下この節において「対象会社」という。）以外の者が、当該対象会社の発行する株券等について、公開買付開始公告又は買付予定の株券等の数を増加させる買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七条の六第一項又は第二項の規定による公告又は公表をいう。）を行い、公開買付けを行つている場合

三　買付予定の株券等の数を減少させること。

四　買付け等の期間を短縮すること。

五　買付け等の期間を第八条第一項に定める期間を超えて延長すること。ただし、次の各号に掲げる場合で、当該各号に定める期間延長する場合は、この限りでない。

イ　法第二十七条の八第八項の規定により買付け等の期間を延長しなければならない場合　同項の規定により延長しなければならない期間

ロ　公開買付期間（法第二十七条の五に規定する公開買付期間をいう。以下この節において同じ。）中に、当該公開買付者及びその特別関係者以外の者が、対象会社の発行する株券等について、公開買付開始公告（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する公開買付開始公告を含む。）又は買付け等の期間を延長する買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七条の六第一項若しくは第二項又は法第二十七条の八第八項（これらの規定を法第二十七条の二十二の二第二項及び法第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表をいう。）を行った場合　当該公開買付期間の末日の翌日から当該公開買付開始公告又は当該変更の公告若しくは公表に係る公開買付期間（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の五に規定する公開買付期間を含む。）の末日までの日数以内の期間

六　買付け等の対価の種類を変更すること。ただし、応募株主が選択することができる対価の種類として新たな対価の種類を追加するものについては、この限りでない。

七　法第二十七条の十一第一項に規定する条件を付した場合において、当該条件の内容を変更すること。

（改正前）

（禁止される買付条件等の変更）

**第十三条**　法第二十七条の六第三項に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一　買付け等の価格を引き下げること。

二　法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件を付した場合において、買付予定の株券等の数を増加させること。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

イ　法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件の撤回を同時に行う場合

ロ　公開買付開始公告を行つた後に、当該公開買付者及びその特別関係者以外の者が、当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社（以下この章において「対象会社」という。）の発行する株券等について、公開買付開始公告又は買付予定の株券等の数を増加させる買付条件等の変更の公告若しくは公表を行い、公開買付けを行つている場合

三　買付予定の株券等の数を減少させること。

四　買付け等の期間を短縮すること。

五　買付け等の期間を第八条第一項に定める期間を超えて延長すること。ただし、次の各号に掲げる場合で、当該各号に定める期間延長する場合は、この限りでない。

イ　法第二十七条の八第八項の規定により買付け等の期間を延長しなければならない場合　同項の規定により延長しなければならない期間

ロ　公開買付期間（法第二十七条の五に規定する公開買付期間をいう。以下この章において同じ。）中に、当該公開買付者及びその特別関係者以外の者が、対象会社の発行する株券等について、公開買付開始公告又は買付け等の期間を延長する買付条件等の変更の公告若しくは公表を行った場合　当該公開買付期間の末日の翌日から当該公開買付開始公告又は当該変更の公告若しくは公表に係る公開買付期間の末日までの日数以内の期間

六　買付け等の対価の種類を変更すること。ただし、応募株主が選択することができる対価の種類として新たな対価の種類を追加するものについては、この限りでない。

七　法第二十七条の十一第一項に規定する条件を付した場合において、当該条件の内容を変更すること。

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 政令第228号】 （改正なし）

【平成3年12月10日 政令第367号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 政令第48号】 （改正なし）

【平成2年10月31日 政令第317号】

（改正後）

（禁止される買付条件等の変更）

**第十三条**　法第二十七条の六第三項に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一　買付け等の価格を引き下げること。

二　法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件を付した場合において、買付予定の株券等の数を増加させること。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

イ　法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件の撤回を同時に行う場合

ロ　公開買付開始公告を行つた後に、当該公開買付者及びその特別関係者以外の者が、当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社（以下この章において「対象会社」という。）の発行する株券等について、公開買付開始公告又は買付予定の株券等の数を増加させる買付条件等の変更の公告若しくは公表を行い、公開買付けを行つている場合

三　買付予定の株券等の数を減少させること。

四　買付け等の期間を短縮すること。

五　買付け等の期間を第八条第一項に定める期間を超えて延長すること。ただし、次の各号に掲げる場合で、当該各号に定める期間延長する場合は、この限りでない。

イ　法第二十七条の八第八項の規定により買付け等の期間を延長しなければならない場合　同項の規定により延長しなければならない期間

ロ　公開買付期間（法第二十七条の五に規定する公開買付期間をいう。以下この章において同じ。）中に、当該公開買付者及びその特別関係者以外の者が、対象会社の発行する株券等について、公開買付開始公告又は買付け等の期間を延長する買付条件等の変更の公告若しくは公表を行った場合　当該公開買付期間の末日の翌日から当該公開買付開始公告又は当該変更の公告若しくは公表に係る公開買付期間の末日までの日数以内の期間

六　買付け等の対価の種類を変更すること。ただし、応募株主が選択することができる対価の種類として新たな対価の種類を追加するものについては、この限りでない。

七　法第二十七条の十一第一項に規定する条件を付した場合において、当該条件の内容を変更すること。

（改正前）

（新設）